

出生証明（郵送申請に必要な書類手順等）

●郵送申請が可能となる対象者は、遠隔地（当館から100マイル以上）に居住される方、高齢者、身体に障害のある方等特別な事情のある方になります。

【出生証明の郵送申請に必要な書類】

(1) 申請書 [申請書ダウンロード](#)

※交付の際に、引換券の代わりとして申請書のコピーを提示していただきますので、郵送前に必ずコピーをとっておいてください。

(2) 有効なパスポートのコピー

- ・法定代理人がこの代理申請をする場合、法定代理人と子のパスポート
- ・顔写真のページのみ。訂正欄がある場合はそのページのコピーも必要

(3) 戸籍謄（抄）本 1通（コピーは不可）

（外国人の場合は、出生届受理証明書等出生事実を立証する日本の公文書）

(4) 外国名が含まれる場合、綴りを確認できる公文書（旅券、出生証明書等）のコピー

(5) 米国滞在資格（グリーンカード、査証、I-20等）のコピー

(6) 病気や身体に障害があり、郵送での申請を希望する方は、医者からのレター等

上記の書類を郵送で以下の宛先までご送付ください。

宛先： CONSULATE-GENERAL OF JAPAN IN LOS ANGELES
350 S GRAND AVE., SUITE 1700
LOS ANGELES, CA 90071

郵送での申請書を当館で受け取り、証明書発給の準備が整い次第、当館より証明書受取日のご連絡を差し上げます。万が一、当館より連絡がない場合には、当館領事班（213-617-6700）までご連絡ください。郵送での受領はできませんのでご注意ください。

（注）郵便物の不着や紛失に関して当館では責任を負いかねますので、ご了承ください。

配達証明付郵便をご利用いただくことをお勧めします。

【証明書受領時に必要な書類】

(1) 申請者のパスポート

(2) 手数料 [こちら](#)をご覧ください

(3) 代理人が受領する場合、上記に加え、以下の2点

- ・代理人の身分証明書
- ・申請者自筆入りの委任状（NOTARY PUBLIC で NOTARIZE されたもの。但し、病気等の理由で郵送申請をされ、医者からのレター等を提出された方は、NOTARIZE されたものでなくても可）

（申請人が未成年で法定代理人が受領する場合は、委任状は不要です）

(4) 郵送申請の際に当館へ送付された申請書のコピー（引換券の代替）